

豊小学校 P T A

～令和7年度版～

※ 令和7年度の総会で提案予定の内容となっております。総会後に決定版をお伝えします。
こちらの資料は、大切に保管をお願いいたします。

目次

1. 豊小 P T A 運営組織図
2. 役員の選出について
3. 活動内容
4. 関連団体



～はじめに～

【P】Parents(保護者)

【T】Teacher(先生)

【A】Association(団体)

3つの頭文字からとて【PTA】と呼んでいます。

保護者と先生が『子どもの学校生活』について
協力していくためにあるのが、豊小学校 PTA です。



【できる人が、できるときに、できることを】

PTA の活動内容は毎年見直してきました。現在では、子どもたちの安全を守り、過ごしやすい環境を整えるための活動が主になっています。

ひとつひとつの活動は難しいものではなく、年に数回のみです。

先生や他の保護者との交流も深めることができますよ。

一緒に楽しく学校と地域をもっと素敵な場所にしていきましょう！

〈お願い〉

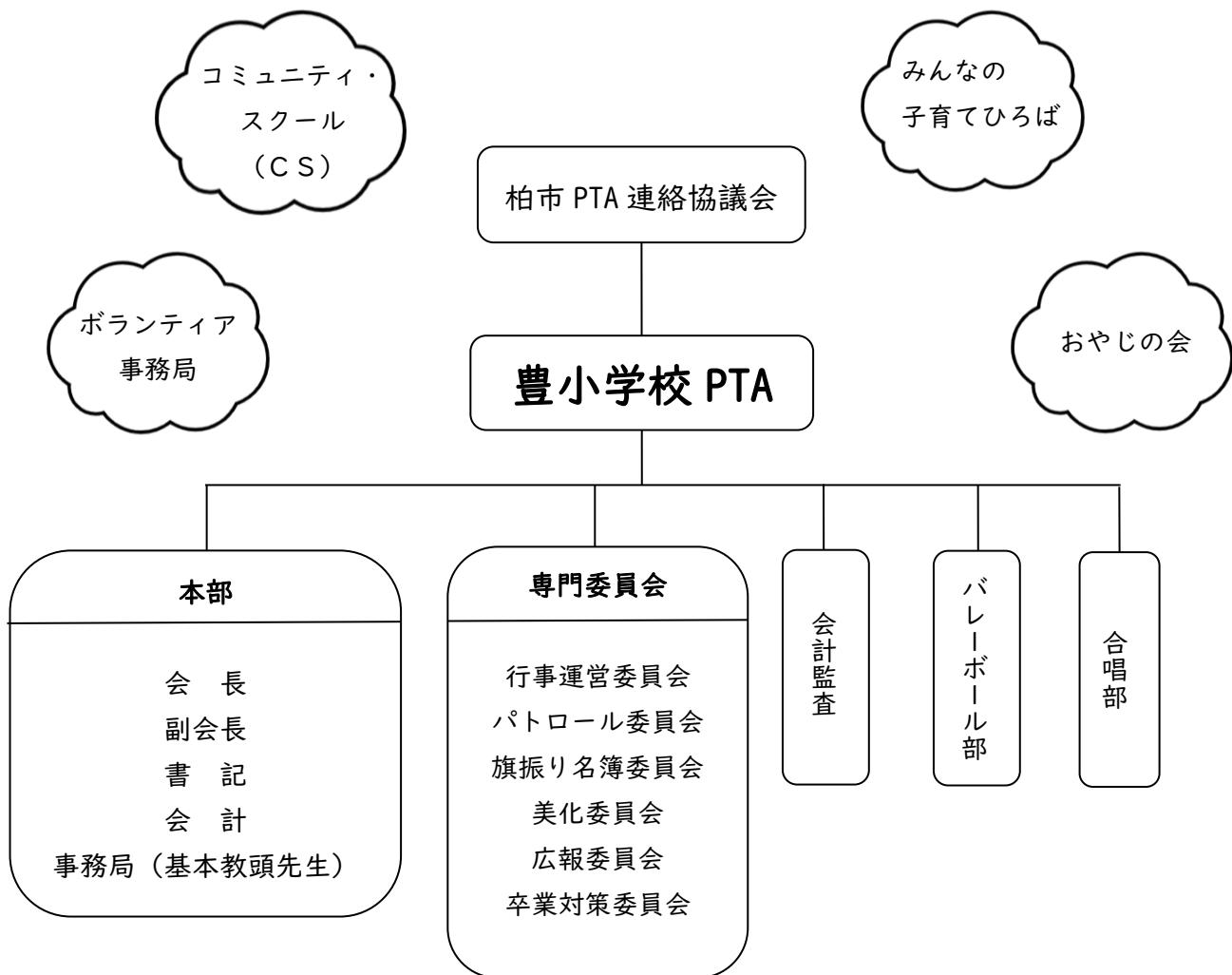
お子様の安全な登校や、より健全な学校生活は、皆様のご協力の上で成り立っています。

●旗振り(年3回程度)

●ボランティア(できるときに)

こちらは【全保護者の皆さん】に依頼していますので、何卒よろしくお願いいたします。

I. 豊小PTA組織運営図



主な集まり		※必要に応じて変更することがあります。
総会	年1回	年度始めに開かれる。 但し、必要と認めた場合は臨時総会が開かれる。
役員会	会長1名・副会長2名・書記2名・会計2名・事務局	で構成され、 月1回程度開かれる。
合同委員会	全役員・委員・前年度の委員長	が参加し、年1回開かれる。
各委員会	各委員会ごとに適宜活動する。	

2. 役員・委員の選出について

前年度の秋頃に募集をし、選出します。

毎年度の募集・選出によって、人数の変動が生じることがあります。

(本部) 任期2年（会長以外、2名のうち1名が毎年入れ替わります）

	会長	副会長	会計	書記
人数	1	2	2	2

(専門委員会) 行事運営委員以外は任期1年（行事運営委員は1年ごとに半数が入れ替わります）

- 行事運営委員（任期2年）
- パトロール委員
- 旗振り名簿委員
- 美化委員
- 広報委員
- 卒業対策委員

3. 活動内容

※ 活動内容はそれぞれの役員、委員が活動しやすいように隨時見直して、変更・改善しています。

本部（任期2年） ★ 学校と保護者・専門委員とのパイプ役

会長	<ul style="list-style-type: none">・入学式、卒業式での挨拶・PTAの代表として、会合に出席
副会長	<ul style="list-style-type: none">・豊小PTA内部の取りまとめ・学校との打ち合わせ、スケジュールの調整
書記	<ul style="list-style-type: none">・議事録の作成・書類の作成
会計	<ul style="list-style-type: none">・PTA会費の管理・決算、予算の作成など

会計監査（任期2年）

<ul style="list-style-type: none">・年度末のPTA会費・学校給食の帳簿監査

専門委員会

● 行事運営委員会（任期 2 年）※1 年ごとに半数が入れ替わります。

- ・運動会・ミュージックコンサート等の準備、受付、片付けなど
★行事当日には優先席が用意されます。
- ・給食試食会の手伝い

● パトロール委員会（任期 1 年）

- ・学区内のパトロール
- ・こども 110 の取りまとめ

● 旗振り名簿委員会（任期 1 年）

- ・交通安全指導名簿（旗当番）の作成、配付
※5 月・10 月・1 月の 3 班に分かれて活動
します。（各班の活動日は 3 ~ 4 日程度）

● 美化委員会（任期 1 年）

- ・校内のトイレ掃除（年 5 回程度）
- ・夏休み中の校内カーテン洗い

● 広報委員会（任期 1 年）

※実際の活動期間は、4か月の間に数回程度

- ・PTA 広報紙「ふれあい」の発行

● 卒業対策委員会（任期 1 年）

- ・卒業生に贈る記念品や先生方への花束の注文
★卒業式当日は、特別席が用意されます。

部活動

● P T A バレ一部

PTA バレーボール大会（8 月・市 P 連主催）に参加します。

初心者大歓迎です。部員は随時募集しておりますので、別途案内をご覧ください。

● P T A 合唱部

中原中学校区 PTA 合唱サークルとして、中原中学校・豊小学校・中原小学校の 3 校が合同で活動しています。隔週日曜日の 17:30 ~ 19:00、中原中学校の体育館で練習しています。

令和 5 年度までは市 P 連のミュージックフェスタが発表の機会でしたが、令和 6 年度はゆずり葉コンサートで楽しく歌いました。

会費は 300 円/年です。新規会員いつでも大歓迎です。

4. 関連団体

● コミュニティ・スクール (C S)

『豊小の子ども達を 地域で 育てる 見守る 支える』をスローガンに、学校や保護者、
地域の方々が集まって活動しています。

《令和6年度の取り組み》

- ・校内安全確認
- ・登下校の見守り
- ・プリントの丸つけ
- ・かけ算九九暗唱のお手伝い
- ・授業の支援 など

●みんなの子育て広場

柏市内の小学校で展開されている柏市独自の家庭教育支援事業です。

【学校・家庭・地域】が連携協力して、子育ての情報収集や情報交換、仲間づくりなど、家庭教育を支援する目的で活動しています。

豊小学校では、例年下記の講演を開催しております。

●ツボミスクール…4年生対象

テーマ『体の成長や下着の選び方』など
講師：(株)ワコールの方

●命の授業…5年生の児童と全保護者対象

テーマ：性教育
講師：千葉県助産師会の助産師の方

●ボランティア事務局

学校の活動を手助けするボランティアのとりまとめをしています。

- 先生お助け隊…授業（ミシン・習字・コンパスなど）の見守り、町探検の付き添いなど
- お花をいっぱい咲かせよう隊…苗の植え替えや除草作業など
- 図書ボランティア…読み聞かせや図書室内の装飾

●おやじの会

豊小学校のPTA活動をバックアップしてくれている、保護者のボランティア活動です。
お父さん達が中心となり、保護者も子どもも楽しめるイベントを開催したり、学校行事や町会等のサポート、学校の修繕や清掃活動などを行っています。

令和6年度の主な活動

- 夏のお泊り会（防災訓練）
- ハロウィンパーティー
- 部活動（ソフトボール・フットサル）
- 近隣校親睦フットサル大会、ソフトボール大会参加
- 近隣町会行事への参加（夏祭り・餅つき）

柏市立豊小学校 P T A 会則

第1章 名称

第1条 名称

本会は、柏市立豊小学校 P T A と称し、事務局を豊小学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 目的

本会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の健全かつ幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 活動

本会は、前条の目的を遂げるため、次の活動をする。

- 1 民主教育に対する理解と推進に努める。
- 2 教育が良く行われるように学校の教育的環境の整備を図る。
- 3 家庭、地域及び学校の緊密な連絡によって、児童の健全な心身の発達を図り、生活環境を良くする。
- 4 会員相互の親睦を深め、教養を高める。また、民主社会の市民の権利と義務の理解を促すために、保護者に対する成人教育を振興する。
- 5 児童の校外の生活指導に努め、学区域における社会教育の振興を図る。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 方針

第4条 方針

本会は、教育を推進する民主的団体として、次の方針に従って行動する。

- 1 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする活動は行わない。
- 2 本会は、完全に自主独立の立場であって、他のいかなる団体からも干渉を受けず、また他のいかなる団体にも干渉しない。
- 3 児童の教育及び福祉のために活動し、目的を同じくする社会的団体及び機関と協力する。
- 4 校長、教職員と学校問題について討議し、その活動を助けるために意見を具申し参考資料を提出するが、学校の管理や教職員の人事には一切干渉しない。
- 5 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、細則に「個人情報保護方針」及び「個人情報取扱規則」を定め、適正に運用するものとする。

第4章 会員

第5条 会員の資格

- 1 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する学校に在籍する児童の保護者又はこれらにかわる者、及び教職員をもって組織する。

- 2 学区域に在住し、特に教育に深い関係を持つ者は、希望により会長の承認を得て入会することができる。
- 3 入会は世帯毎とし、入会するには所定の入会届を提出する。
- 4 退会は下記のとおりとする。
 - (1) 自動退会：卒業、転出、異動により会員の資格を失う場合、退会届の必要はない。
 - (2) 自由意思により退会するには、所定の退会届を提出する。

第6条 権利と義務

本会の会員は所定の会費を納めて、第3条の活動に参加する権利を平等に有し等しく義務を負う。

第5章 会計

第7条 経費

- 1 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 本会の経費は、第2章の目的及び活動以外の用途に使用しない。

第8条 会費

- 1 本会の会費は、1世帯月額200円とする。ただし、特別の事情があると認められる場合には、運営委員会に諮り会長の名をもって減免することができる。
- 2 本会の会費（月額）を変更するときは、運営委員会で原案を作成し、総会で決定する。
- 3 年度途中の入退会に於いては、毎月1日を基準日として在籍の確認を行い、会費については、月額として清算する。

第9条 会計年度

- 1 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 2 新年度予算が成立するまでの間は、前年度予算に準じて収支することを妨げない。

第10条 会計監査

本会の会計は、監査役による年1回（3月）の会計監査を受ける。

第6章 役員及び監査役

第11条 役員及び監査役

- 1 本会に、次の役員をおく。
 - (1) 会長1名、副会長2名（保護者）、書記2名（保護者）、会計2名（保護者）（以下（1）を「本部役員」と称す。）
 - (2) 事務局1名（教職員）
 - (3) 監査役2名
 - (4) 柏市PTA連絡協議会（以下「市PT連」と称す。）担当1名
- 2 本部役員・監査役、市PT連担当の任期は2年とする。ただし再任することができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、全会員の中から有能者を運営委員会の議を経て、本部役員補佐に委嘱することができる。その任期は必要な期間とする。
- 4 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を会長が指名し、総会又は運営委員会の承認を経て決定する。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 12 条 役員の任務

本部役員、監査役及び各担当の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在又は事故あるときはその代理をする。
- 3 書記は、諸会議の議事を記録・保存し報告する。
- 4 会計は、本会の会計事務にあたる。
- 5 事務局は、本会の事務を司る。
- 6 監査役は、本会計の監査にあたる。
- 7 市P連担当は、柏市PTA連絡協議会との連絡・調整にあたる。

第 13 条 役員の選出

役員及び監査役の選出は、次の方法による。

- 1 役員・監査役は、総会において選出する。
- 2 事務局は、教職員代表を兼ねて教職員会員で互選する。

第 7 章 機関

第 14 条 機関

- 1 会務を遂行するために、本会に次の機関を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 運営委員会
 - (4) 専門委員会
 - (5) 非常設サークル
- 2 校長は、各会に出席し、意見を述べることができる。

第 15 条 総会

- 1 総会は最高の議決機関として、全会員で構成し、定期総会と臨時総会とする。その開催日時、場所及び議題は、原則として全会員に通告する。
- 2 定期総会は年に1回、年度始めに開催し、事業報告・決算報告・事業計画・予算案等の承認・役員及び監査役の選出・会則の改定その他重要事項に関する審議並びに承認を行う。
- 3 臨時総会は、運営委員会及び会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 議長はその総会において選出する。
- 5 総会の成立及び決議は、会員（委任状を含む。）の過半数をもってする。

第 16 条 役員会

- 1 役員会は、本部役員及び事務局で構成する。
- 2 役員会は、本部役員が必要に応じて隨時開催し、次のことを行う。
 - (1) 本会の運営に関する基本方針の審議・決定
 - (2) 運営委員会に付議する事項の審議・決定
 - (3) 運営委員会から委任された事項の審議・決定
 - (4) その他役員会で必要と認めた事項

第17条 運営委員会

- 1 運営委員会は、本部役員、事務局で構成する。なお、決議内容により運営委員会に各専門委員会代表や、会長が委嘱する地区委員等を加えることができる。
- 2 総会の意に基づき、次のことを行うことができる。
 - (1) 総会の開催及びこれに提出する議案の審議・決定
 - (2) 予算案及び決算書の作成・審議・決定
 - (3) 各専門委員会より提出された議案の審議・決定
 - (4) 各専門委員会の連絡調整並びに運営について必要ある事項の審議
 - (5) 会則の起案及び細則の審議・決定
 - (6) 緊急事項の処理と報告
 - (7) 慶弔に関する事項
 - (8) 非常設サークルの設置に係ること
- 3 臨時運営委員会は、会長又は副会長が必要と認めたときに招集し、定期会を待たずに早急に決定しなければならない案件についてのみ審議、決定する。

第18条 専門委員会

- 1 専門委員会は、広報委員会、美化委員会、パトロール委員会、旗振名簿委員会、行事運営委員会並びに常設サークルとする。
- 2 各専門委員は次のことを行う。
 - (1) 広報委員会
 - ・ P T A会報の編集・発行に関する事項
 - (2) 美化委員会
 - ・学校環境美化に関する事項
 - (3) パトロール委員会
 - ・児童の校外生活補導に関する事項
 - (4) 旗振名簿委員会
 - ・児童の交通対策等に関する事項
 - (5) 行事運営委員会
 - ・学校行事の運営に関する事項
 - (6) 常設サークル
 - ・常設サークルの運営に関する事項
 - ・ P T Aの代表として、地域 P T Aの活動を促進すること

第19条 非常設サークル

- 1 非常設サークルは、本会員で構成し、第2章の目的及び活動に基づいて活動する。但し、各非常設サークルの求めに応じ有能者に指導を委嘱することができる。
- 2 各非常設サークルは、会員の求めに応じ運営委員会の承認を経て設置する。

第8章 その他

第20条 細則の制定、改廃

1 会長は、運営委員会の議を経て、この会則に反しないかぎりにおいてその細則を制定又は改廃することができる。

2 細則を制定又は改廃したときは、その内容及び理由を次の総会に報告する。

第21条 会則の見直し

本会は社会環境の変化に応じて、会則を適宜見直し、改善に努める。

本会則は、昭和55年7月15日より施行する。

変更履歴

昭和	55年	7月15日	制定
昭和	56年	4月23日	一部改正
平成	元年	4月15日	一部改正
平成	3年	2月19日	一部改正
平成	17年	4月20日	一部改正
平成	20年	1月16日	一部改正
平成	25年	3月15日	一部改正
平成	27年	4月11日	一部改正
平成	30年	4月18日	一部改正
令和	2年	6月23日	一部改正
令和	3年	4月13日	一部改正
令和	3年11月29日		一部改正
令和	7年	4月15日	一部改正

柏市立豊小学校 P T A 細則

1 P T A役員・監査選出に関する細則

- (1) P T A会則第11条に基づき、P T A役員の選出について必要事項を定める。
- (2) 次年度の役員、監査は現本部役員が募集する。
- (3) 現本部役員は、有志者の中から次年度の会長、副会長、書記、会計を選出する。
- (4) 役員選出の方法は、内規を定めて行う。

2 P T A会員・本校児童とその保護者および教職員に関する慶弔の細則

- (1) 香典 5,000円（但し、花輪、又は生花等については、会長一任）
- (2) 見舞病気 5,000円（1ヶ月以上入院、又はそれに準ずる場合）
- (3) 災害及び火災等 実情により決める
- (4) 卒業児童 記念品
- (5) 入学クラス 記念品
- (6) 当規定に該当しない場合で、運営委員会が必要と認めた場合は合議のうえ、慶弔の意を表すことができる。

3 P T A会計執行に関する細則

- (1) 臨時出納の場合は、会計に事前に報告する。
- (2) 専門委員の予算は、委員長の決裁とする。
- (3) 当初予算の執行状況により更生予算を編成し執行する。

4 顕彰及び表彰に関する細則

- (1) 本校P T A発展のために功績のあった方を顕彰する。
- (2) 会長の推薦及び会長の発議によって運営委員会で決める。
- (3) その他詳細は、運営委員会で決める。

5 個人情報の保護に関する細則

P T A会則第4条第5項に基づき、次のとおり「個人情報保護方針」及び「個人情報取扱規則」を定める。

変更履歴

平成 8年 2月26日 一部改正
平成12年 3月11日 一部改正
平成17年 4月20日 一部改正
平成19年 4月19日 一部改正
平成27年 4月11日 一部改正
平成30年 4月18日 一部改正
平成31年 1月22日 一部改正
令和 3年 7月20日 一部改正
令和 3年10月27日 一部改正
令和 7年 4月15日 一部改正

柏市立豊小学校 P T A 個人情報保護方針

柏市立豊小学校 P T A (以下「本会」という。) は、個人情報の重要性を認識し、その適切な取扱いと保護に努めるため、個人情報保護に関する法令、政令、条例、国が定める指針その他の規範 (以下「法令等」という。) を遵守し、以下の方針に基づき個人情報保護への取組を実施する。

1 個人情報の取得

本会は、P T A活動に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により個人情報を取得する。取得に際しては利用目的を明確にし、本人の同意を得るものとする。

2 個人情報の利用目的

本会が取得した個人情報は、取得時に明示した以下の目的の範囲内でのみ利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 私費会計に係る会計処理委託のための本校事務局への連絡
- (3) 文書等の送付
- (4) 本会役員・監査役・市P連担当・地域団体担当、運営委員会、専門委員会、非常設サークル、おやじの会、並びに学習支援ボランティア及び各種ボランティア (以下「役員会等」という。) の名簿の作成・連絡
- (5) 中原地区青少年育成協議会・町会等の関係地縁団体への担当者の報告
- (6) 国、地方公共団体、P T Aの上位団体への表彰のための本校への報告
- (7) 役員履歴の管理
- (8) その他、取得時に明示した目的

3 個人情報の管理

本会は、取り扱う個人情報の漏えい、紛失、改ざん等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じる。また、明示した利用目的の達成のために個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、委託先の適切な選定を行うとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行う。

4 個人情報の第三者への提供制限

本会は、以下に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

5 個人情報の開示

本会は、本人から自己の個人情報について開示、訂正、利用停止等の請求があった場合、本人確認を行った上で、合理的な範囲で適切かつ速やかに対応する。

6 組織・啓蒙

本会は、個人情報の取扱いに対して組織として取り組み、役員・委員に対して個人情報保護の重要性についての教育・啓発を行い、適切な取扱いを徹底する。

7 方針の見直し

本会は、個人情報を取り巻く社会環境の変化等に応じて、本方針を適宜見直し、改善に努める。

本方針は平成30年4月18日より施行する。

変更履歴

平成30年 4月18日 制定
令和 7年 4月15日 一部改正

柏市立豊小学校 P T A 個人情報取扱規則

第1条 目的

この個人情報取扱規則は、豊小学校 P T A (以下「本会」という。) が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 指針

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努めるものとする。なお、要配慮個人情報は、原則として取り扱わないものとする。

第3条 周知

個人情報の取扱方法は、総会資料又は通知などにより会員に周知する。

第4条 個人情報の取得

- 1 本会が取り扱う個人情報は、豊小学校 (以下「本校」とする。) から取得するクラス名簿並びに、役員会に対し各種申込書等の書面で提出された次の事項とする。ただし、本人から申し出がある場合のみ要配慮個人情報を取得する。
 - (1) 氏名 (本人・児童)
 - (2) 所属 (児童クラス、兄弟のクラス)
 - (3) 電話番号
 - (4) 居住地区
 - (5) 連絡用メールアドレス
 - (6) 役員・係の履歴
 - (7) その他必要とするもので同意を得た事項
- 2 本会が取り扱う個人情報の利用の同意については、取得の都度、書面又は口頭により実施する。
- 3 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての事項について、同意を取り消すことができる。また、不同意の申し出があった場合には、遅滞なく該当する個人情報を廃棄又は削除する。ただし、名簿などとして既に配付しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第5条 利用目的

- 1 本会では個人情報を次の目的のために利用する。ただし、要配慮個人情報については(7)を除き利用しない。
 - (1) 会費請求、管理等のための連絡
 - (2) 私費会計に係る会計処理委託のための本校事務局への連絡

- (3) 文書等の送付
- (4) 本会役員・監査役・市P連担当・地域団体担当、運営委員会、専門委員会、非常設サークル、おやじの会、並びに学習支援ボランティア及び各種ボランティア（以下「役員会等」という。）の名簿の作成・連絡
- (5) 中原地区青少年育成協議会・町会等の関係地縁団体への担当者の報告
- (6) 国、地方公共団体、PTAの上位団体への表彰のための本校への報告
- (7) 役員履歴の管理
- (8) 取得の際に特記又は説明した事項

2 本会は、あらかじめ本人の同意を得ず、前項各号の規定の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第6条 管理

- 1 個人情報は、本会が適正に管理する。
- 2 第4条により取得し、第5条の利用目的の範囲内で作成した名簿及びその他個人情報データベース（以下「名簿等データ」という。）の管理責任者はPTA会長とし、管理者をPTA副会長とする。
- 3 名簿等データの取扱者は、各名簿等データをとりまとめる役員会等の長とし、取扱者は取扱補助者を指定できる。
- 4 名簿等データを保存する電子記憶媒体等（USBメモリ）は、各役員会等の長が指定するものを使用する。
- 5 名簿等データを取り扱う電子機器等（パソコン）については、PTA所有の電子機器等とし、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で使用する。また、名簿等データを持ち出す場合は、取扱者の許可を得て、ファイルにパスワードをかける等適切に行うこととする。
- 6 不要となった個人情報は、適正かつ遅滞なく廃棄する。
- 7 名簿等データの管理責任者・管理者・取扱者・取扱補助者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第7条 第三者提供の制限

本会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 第5条に定める利用目的の達成のために個人情報の取扱いを外部委託する場合

第8条 情報公開等

本会が保有・管理する個人情報については、本人から自身の個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、第2条に定める指針に基づき合理的な範囲で速やかに、かつ適切に対応する。

第9条 漏えい時等の対応

名簿等データを漏えい等（紛失の場合を含む。）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理責任者及び管理者に報告する。

第10条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに係る苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第11条 研修

本会は、役員会等の構成員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

変更履歴

平成 8年	2月 26日	一部改正
平成 12年	3月 11日	一部改正
平成 17年	4月 20日	一部改正
平成 19年	4月 19日	一部改正
平成 27年	4月 11日	一部改正
平成 30年	4月 18日	一部改正
平成 31年	1月 22日	一部改正
令和 3年	7月 20日	一部改正
令和 3年10月27日		一部改正
令和 7年	4月 15日	一部改正